

■ 協力金の1店舗あたりの支給額

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の年度又は9月における1日当たりの売上高が		
		8万3333円以下	8万3333円～25万円	25万円を超える場合
中小企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	35万円 2.5万円/日×14日間	35万円～105万円 2.5～7.5万円/日×14日間	105万円 7.5万円/日×14日間
	B 売上高減少額による方法	【計算式】前年度又は前々年度と今年度の9月を比較した1日当たりの売上高減少額×0.4×14日間		
大企業 (売上高減少額による方法)		【上限額】280万円(20万円×14日間)又は前年度若しくは前々年度の9月の1日当たりの売上高×0.3×14日間のいずれか低い額		